

「少年事件における簡易送致事件の処理要領」の策定について（平成26年5月19日付け少第260号等）

【概要】

軽微な少年事件の厳正かつ迅速な捜査と少年の要保護性に応じた処遇を確保するため、今日の情勢に即した少年事件簡易送致の基準、運用及び手続き等について定めたものである。